

第9期(令和6～8年)における第1号被保険者介護保険料の算定について

○ 人口・被保険者数の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総人口	364,351	361,626	358,806
1号被保険者	112,835	112,906	112,927
2号被保険者	124,427	123,817	122,949
被保険者計	237,262	236,723	235,876

被保険者数は第八期(令和3～5年度)の実績を基に性別・1歳ごとの年齢別の変化率により推計しています。

○ 要介護認定者数の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定者数	21,249	21,477	21,646
要支援1	3,184	3,219	3,236
要支援2	2,622	2,648	2,668
要介護1	5,340	5,398	5,435
要介護2	2,704	2,736	2,760
要介護3	2,468	2,494	2,518
要介護4	3,182	3,216	3,248
要介護5	1,749	1,766	1,781

要介護認定者数は第八期(令和3～5年度)の実績を基に性別・5歳ごとの年齢別・要介護度別の認定率により推計しています。

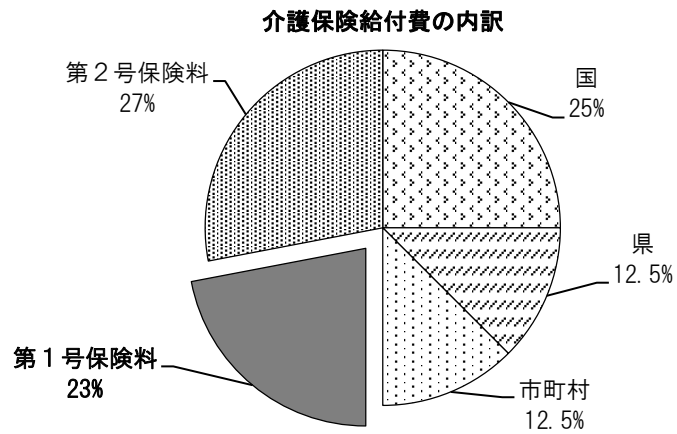
○ 給付費の推計

地域包括ケア「見える化」システムを利用し、第八期(令和3～5年度)の実績と第9期(令和6～8年度)の認定者数の伸び等からサービス見込量、給付費の推計を行います。

- ・在宅サービス費 — 第八期の実績に各サービスごとの利用率の伸び等を勘案して推計
- ・施設・居住系サービス費 — 第八期の実績に第9期の整備目標による増加分を勘案して推計
- ・特定入所者介護サービス費・高額介護サービス費等 — 第八期の実績をベースに推計
- ・地域支援事業費 — 第八期の実績に介護サービス費の伸び等を勘案して推計

○ 保険料の負担割合

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令により、第1号被保険者の負担割合は
給付費の23%



○ **介護保険料基準額算定のプロセス**

- | | | |
|--|---|---|
| ① 標準給付費見込額＋地域支援事業費見込額（令和6～8年度） | A | 円 |
| ② 第1号被保険者負担分（令和6～8年度） $A \times 23\%$ | B | 円 |
| ③ 介護保険料収納必要額（令和6～8年度）
B－調整交付金・機能強化推進交付金等・基金取崩額 | C | 円 |
| ④ 収納率99%で補正 $C \div 99\%$
(収納率実績：令和3年度 99.53%、令和4年度 99.56%) | D | 円 |
| ⑤ 介護保険料(月額) $D \div 3$ 年間の第1号被保険者数 $\div 12$ | E | 円 |

(第八期介護保険料月額 5,667 円 \approx 5,670 円 \Rightarrow 年額 68,040 円)

第9期介護保険料算定における長野市の方針（案）

（1）介護保険料段階の設定

長野市第八期保険料段階

段階	課税非課税	本人所得	乗率(基準額×)	保険料年額(円)
第1段階	非課税世帯	～80万	0.45→0.3	30,610 →20,410
第2段階		～120万	0.675→0.5	45,920 →34,020
第3段階		120万～	0.75→0.7	51,030 →47,620
第4段階	本人非課税 課税者あり	～80万	0.875	59,530
第5段階		80万～	(基準額) 1	68,040
第6段階	本人課税	～120万	1.15	78,240
第7段階		～200万	1.275	86,750
第8段階		～300万	1.5	102,060
第9段階		～400万	1.7	115,660
第10段階		～1000万	1.9	129,270
第11段階		1000万～	2.0	136,080

(第1～3段階の低所得者には公費による負担軽減が行われている)

国の標準段階設定は9段階となっているが、負担能力に応じたきめ細かな所得区分とするため11段階とし、高所得者の乗率を引き上げている。

次期計画において、国は介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者の保険料上昇抑制と負担能力に応じた負担の観点から、標準段階の多段階化の検討を行っている。年末までに結論を得ることとされているが、令和5年7月31日開催の全国介護保険担当課長会議において、現状考えられる見直しの例が示され、「見える化」システム上で以下のとおり初期値として標準段階が設定されている。

国標準段階（暫定）

段階	課税非課税	本人所得	乗率(基準額×)
第1段階	非課税世帯	～80万	0.445
第2段階		～120万	0.68
第3段階		120万～	0.69
第4段階	本人非課税 課税者あり	～80万	0.9
第5段階		80万～	(基準額) 1
第6段階	本人課税	～120万	1.2
第7段階		～210万	1.3
第8段階		～320万	1.5
第9段階		～410万	1.7
第10段階		～500万	1.9
第11段階		～590万	2.1
第12段階		～680万	2.3
第13段階		680万～	2.4

今後、国から示される標準段階設定を踏まえ、所得区分の弾力化について、乗率の設定について検討を行います。

(2) 介護給付費準備基金の取崩

毎年、保険給付に充当されなかった第1号被保険者保険料の余剰額は、介護給付費準備基金の積み立てに充てられます。

令和5年度末基金残高見込み : 約37億円

第9期保険料は、給付費の増加や物価・賃金の上昇が見込まれるため、安定した財政運営を確保しつつ、積み上げられた基金を取り崩すことにより、保険料の上昇抑制を検討します。

(3) 今後、介護保険料を算定するにあたり考慮すべき事項

- ・令和5年度給付実績の積み上げ
- ・サービス利用者負担割合の改定（国 12月）
- ・介護報酬の改定（国 12月）

↓

- ・サービス見込量、給付費の推計値の確定